

(別表4) 「規制改革集中受付月間」において提出された全国規模での規制改革要望への対応方針について(平成15年9月19日閣議報告)
 における「別表」には掲げられなかったものの「検討」等を行うとされた事項に関する総合規制改革会議における検討結果

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 検討結果(規制改革の内容) | 検討結果 (実施時期等) | 所管府省庁 |
|----|--------------------------------|--|--|-----------------|--------------------------|
| 1 | 道路交通法の小型特殊自動車規定及び運転免許規定の規制緩和 | 道路交通法施行規則第2条 | 小型特殊自動車の規格の見直しについて、走行実験の実施等を通じて道路交通の安全に及ぼす影響の有無の確認等の検討を全国的見地から行い、結論を得る。 | 平成15年度中に検討・結論 | 警察庁交通局 運転免許課 |
| 2 | 障害者運転免許取得制度の改善試験における車両重量規制の緩和 | 道路交通法第91条 「運転免許技能試験実施基準の制定について」 (平成14年5月13日付け警察庁丙運発第19号) 「身体障害者に対する適性試験(運動能力)実施要領の制定について」 (平成11年11月1日付け警察庁丙運発第40号) | 身体障害者に対する車両重量による運転できる車両の限定に係る運用の見直しについて、都道府県警察に対する運用実態の調査等を通じて道路交通の安全に及ぼす影響の有無の確認等の検討を全国的見地から行い、結論を得る。 | 平成15年度中に検討・結論 | 警察庁交通局 運転免許課 |
| 3 | 特定目的会社の借入先制限の緩和 | 資産の流動化に関する法律第150条の6 同法施行規則第41条 | 貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る。 | 平成16年度中に検討・結論 | 金融庁総務企画局市場課 |
| 4 | 目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 | 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2第3項第2号・第3号・第4号 企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第3項第2号・第3号・第4号 | 目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、「要望があれば個々の契約者に郵送する等に対応する」等を含めた見直しについて、金融審議会において検討し、結論を得る。 | 平成15年度中に検討・結論 | 金融庁総務企画局企業開示 参事官室、市場課 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 検討結果（規制改革の内容） | 検討結果 （実施時期等） | 所管府省庁 |
|----|---|-----------------------------|---|-----------------|----------------------------|
| 5 | 銀行における投資信託等の窓口販売業務において、J-REITを含む全ての上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱制限の撤廃 | 証券取引法第65条第2項 同法施行令第17条の3 | 登録金融機関は、J-REIT等の上場投信を含めた投資信託受益権について、募集の取扱いを行った場合に売買等を行えることとなり、窓口販売を行うことが可能な制度となっている。 上場投信の取扱制限の撤廃は、金融機関が証券業を併営することによる利益相反の防止、銀行の企業に対する過度の影響力の防止、銀行経営の健全性の確保等の観点から金融機関の証券業務を原則として禁止している証取法第65条の主旨や投資者保護の観点も踏まえて検討し、結論を得る。 | 平成16年度中に検討・結論 | 金融庁総務企画局市場課、 監督局証券課 |
| 6 | 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 | 保険業法第118条等 | 保険会社において特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて検討する。 | 平成16年度中に検討・結論 | 金融庁総務企画局信用課 |
| 7 | 届出制対象種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行 | 保険業法第123条第2項 同施行規則第83条 | 届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、契約者保護上問題がないか検討した上で、結論を得る。 | 平成15年度中に検討・結論 | 金融庁監督局 保険課、総務 企画局信用課 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 検討結果（規制改革の内容） | 検討結果（実施時期等） | 所管府省庁 |
|----|--|---|---|---------------|------------------------------------|
| 8 | 投資一任業務を行う信託銀行が委託者指図型投資信託及び投資法人から委託される資産の運用につき制限を設けないこと | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条 | 投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、認可投資顧問業者ではあるものの、主として「有価証券に対する投資として運用する場合」の外部委託先として認めた場合には、例えば当該信託銀行の子会社投資信託委託業者からの再委託を受けることにより、投信法第5条の2、第49条の3の主旨に反するおそれがあること等から、投資一任業務を行う信託銀行が運用の外部委託先として適当か否か、検討を行う。 | 平成15年度中に検討・結論 | 金融庁総務企画局市場課、監督局証券課 |
| 9 | 信用保証業務を営む子会社等の業務範囲の拡大 | 平成10年金融庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第35号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等） 事務ガイドライン1-9-1(3) 信用保証業務 | 銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から、検討を行う。 | 平成16年度中に検討 | 金融庁監督局総務課、信用課 |
| 10 | 商品ファンド法上の商品投資販売業者の許可要件の緩和 | 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条6号の2 | 現行規制のうち、規制緩和が可能な部分について関係機関と検討中。 | 平成15年度中に検討・結論 | 金融庁総務企画局信用課 経済産業省商務情報政策局 商務課 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 検討結果（規制改革の内容） | 検討結果 （実施時期等） | 所管府省庁 |
|----|--------------------------------|--|--|---------------------|--|
| 11 | 民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善 | （なし） | インセンティブ契約及びサービスレベル契約（SLA）の導入については、経済産業省における調査研究の結果を踏まえつつ、「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」において検討し、結論を得る。 | 平成15年度中に検討・結論 | 総務省行政管理局（情報） （総括・行政手続オンライン化法担当） 財務省主計局法規課 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 |
| 12 | サービサー法の見直し | 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第12条、第13条第1項、第18条第5項、第20条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第2条、第3条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条 | 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等を行い、その調査結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 | ヒアリング調査等について平成15年度中 | 法務省大臣官房司法法制部審査監督課 |
| 13 | 滞納債権の譲渡による回収の円滑化 | 債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条、第2条、第3条 | 債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査等を行い、その調査結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。 | ヒアリング調査等について平成15年度中 | 法務省大臣官房司法法制部審査監督課 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 検討結果（規制改革の内容） | 検討結果（実施時期等） | 所管府省庁 |
|----|----------------------|---|--|---------------|--|
| 14 | 事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げ | 借地借家法第24条 | 事業用定期借地権の活用実態に関する調査を実施中であり、今後、民間事業者の情報提供協力を得て、存続期間の上限を引上げることに伴う弊害の有無を見極めるなどの上、その是非を慎重に検討していく方針である。 | 平成16年度中に検討終了 | 法務省民事局 参事官室 国土交通省土地・水資源局 土地政策課 土地市場企画室 |
| 15 | 税関臨時開庁手数料の廃止 | 関税法第98条、第100条第1項第4号 | 税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担の在り方について検討を行っているところである。 | 平成15年度中に検討・結論 | 財務省関税局 業務課 |
| 16 | 通い容器の再輸入手続の簡素化 | 関税定率法第14条第1項第10号及び第11号 関税定率法施行令第16条第1項 | 現在、関係者等からヒアリングを実施しているところである。今後、関係者等から出された要望内容を精査し、リードタイムの短縮の観点も踏まえつつ、具体的な対応策を見出ししていくこととしている。 | 平成16年度中に検討・結論 | 財務省関税局 業務課 |
| 17 | 教科書採択地区の町村単位の設定の容認 | 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第12条第1項、第13条第4項 | 町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得る。 | 平成15年度中に検討・結論 | 文部科学省初等中等教育局 教科書課 |
| 18 | 衛生管理者の選任要件の緩和 | 労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条 | 職場の衛生管理体制の確保・向上を一層図るという観点から、事業場に直接雇用されていない者を衛生管理者として選任することについて、その可能性を検討し、早急に結論を得る。 | 平成16年度中に検討・結論 | 厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 検討結果（規制改革の内容） | 検討結果（実施時期等） | 所管府省庁 |
|----|-------------------------------------|---|---|-------------------------|-------------------------|
| 19 | 社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化 | 保険医療機関及び療養取扱機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて（平成14年11月29日保発第1129001号） | 電子的手法により保険医療機関や保険薬局から提出されたレセプトについては、社会保険診療報酬支払基金などの審査支払機関から、保険者への提出についても保険者の求めに応じ電子的手法による提出が可能となるよう検討を行い、その結果を踏まえ速やかに措置し、一定期間経過後は電子的手法による提出を原則とするべきである。 | 平成16年度中に検討・結論、その後速やかに措置 | 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室 |
| 20 | 調剤報酬明細書の再審査請求の基準の撤廃 | 「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」（昭和63年3月19日保発第23号） | 2000点未満の調剤報酬明細書の保険者の申し出による再審査については、その方策と事務費負担の在り方について検討し、結論を得る。 | 平成16年度中に結論 | 厚生労働省保険局保険課 |
| 21 | 船員保険の被保険者資格の見直し | 船員保険法第17条、第18条、第19条 船員法第1条 （通達）外国法人等に派遣される日本人船員の認定について | 次期通常国会に船員派遣事業の制度化等についての法律案を提出すべく検討を進めているところであり、その中で併せて本要望の船員保険の適用についても明確化する。 | 平成15年度中に結論、以降速やかに措置 | 国土交通省海事局船員政策課 |
| 22 | 船員の職業紹介事業等の実施の容認 | 船員職業安定法第33条、第34条、第53条、第54条 | 「船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告（2002年7月15日）」の結論及び関係者等との協議・調整を踏まえ、常用雇车型船員派遣事業の制度化及び無料職業紹介事業制度の拡充を行うよう次期通常国会に法律案を提出すべく検討を進める。 | 平成15年度中に結論、以降速やかに措置 | 国土交通省海事局船員政策課 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令 等 | 検討結果（規制改革の内容） | 検討結果 （実施時期 等） | 所管府省庁 |
|----|-------------------|---|--|----------------------------|----------------------------------|
| 23 | 国の直轄補助事業負担金制度の見直し | 道路法第53条第1項 河川法第60条第1項 砂防法第14条 地すべり等防止法第28条 都市公園法第12条の3 等 | 事業の進捗によっては、年度当初にも負担金を徴収する必要が生じ得るが、各都道府県・政令指定都市において財源措置等の対応が可能かどうか等について、年内に調査し、必要に応じ対応策を検討する。 | 見直しの可否の判断について平成15年度中に検討・結論 | 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課、河川局総務課、道路局総務課 |